

相談支援の質の向上の取組等について（各圏域）

項目 圏域	今年度取り組んだ具体的な内容	取組による成果	取組を進めるに当たり苦労した点	来年度に向け新たに取り組んでいこうと考えている点 その他
鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援部会を月1回実施。情報共有、地域課題を検討。 ・相談支援部会の中で主任相談支援専門員を中心にグループスーパービジョンを実施。 ・主任相談支援専門員意見交換会（主任相談支援専門員、行政、基幹）で地域の相談体制や課題について協議。 ・委託相談支援事業所から指定相談支援事業所へ、移行できる計画相談の調整。地域として委託相談支援事業所が一般相談や地域課題に対応できる体制づくり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループスーパービジョンを実施し、新たな気づきや相談支援専門員同士のつながり作り。 ・委託相談支援事業所から指定相談支援事業所へ、計画相談を移行。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託相談支援事業所が委託の業務に取り組みやすくするために安定した計画相談を移行したが、新規の相談ケース(一般、計画相談とも)が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険など関係機関との顔が見える関係づくり(介護支援専門員と相談支援専門員の意見交換会など) ・災害時の相談支援体制について(研修会など) ・強度行動障がい児者の支援について検討
東部 四町	<ul style="list-style-type: none"> ①東部圏域で事例検討会の開催 ②相談支援部会にて、テーマを決めた意見交換の機会 	<ul style="list-style-type: none"> ①GSV形式で行うことで、他者の意見を聞くことで気づきを得る機会となった、相談員同士の横のつながりができた ②相談員自身がケースに携わる中で気になっていたり、困ったりしていることをタイムリーに聞く機会になり、その中で助言を得ることもできた 	<ul style="list-style-type: none"> ①GSVの進め方の共通認識（進行、参加者共に） 	<ul style="list-style-type: none"> ・2月19日に開催された相談支援部会で、今年度の振り返りも行いながら、来年度の取組を検討【その他】 ・人材育成の取り組み状況の意見交換や、研修等で具体的に学ぶ（例：モニタリングの検証など）機会があるとよい。
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括センター、地域の介護保険専門員との意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス、福祉サービスの制度の理解 ・顔が見える関係の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスから介護サービスへの移行 ・地域包括センターで対応している、介護保険対象者ではない方への対応の相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の地域包括センター、介護保険専門員との意見交換の定期的な実施 <p>※前回報告した内容については継続して実施中</p>
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員数の確保及び担当利用者数の適正化 ・主任相談支援専門員の全県（西部圏域）ネットワークの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員の確保については、県補助制度も活用しながら実施 ・主任相談支援専門員のネットワーク構築は、全県、西部とも実施し、特に西部圏域については相談業務全般における情報共有や検討を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・人員の確保について、依然として各相談員が担当する利用者数は大きく減少しており、さらなる推進策の検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談アドバイザー制度を創設し、相談支援体制の機能充実を図るとともに、基幹相談支援センターの体制の再構築を行う（米子市・アドバイザー制度についてはR5年度から実行中） ・計画相談業務（ケアマネジメント支援）の手引きとなる資料の検討（米子市）

令和 5 年度鳥取県障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業の活用状況等について

令和 6 年 3 月 1 日
障がい福祉課

相談支援専門員について、相談支援専門員の数不足、サービス利用希望者がスムーズにサービス利用開始できない状況があったため、相談支援専門員を新規又は追加で配置する事業所に対し、その配置に係る人件費の一部を支援し、県内の障がい者が円滑に障害福祉サービス等を利用できる環境を整備。（令和 4 年度～）

○令和 5 年度の補助金活用状況

実施市町村	補助対象事業所数	補助額 (市町村 1/2、県 1/2)	事業開始	配置人数	担当障がい児者の 増見込み
鳥取市	1	1,000 千円	R5.4	1 人 (新規)	80 人
	1	1,000 千円	R4.9	1 人 (追加)	75 人
米子市	1	1,000 千円	R5.4	1 人 (新規)	40 人
	1	1,000 千円	R5.4	1 人 (追加)	42 人
合計	4	4,000 千円		4 人	237 人

※担当障がい児者の増見込み人数は、R5.6 月の交付申請時点

○令和 6 年度 本補助金見直し案

特に郡部では、兼務で相談業務を行っている事業所が多く「常勤専従」という要件が実態に合わないという意見を踏まえ、以下の見直しを検討中

	見直し前	見直し後
補助要件	○配置人員要件 常勤専従を原則とする	○配置人員要件 常勤専従を原則とする ただし以下の要件等を満たす場合は兼務を認める。 ・各市町村の相談支援専門員 1 人あたりの相談件数の目標値を設定すること。 ・相談支援専門員が担当する相談件数が、目標値を超えること。
補助率	市町村が補助する額の 1 / 2 ※ 1 案件 1,000 千円を上限額。（市町村と合わせて最大 2,000 千円）	市町村が補助する額の 1 / 2 ※ 1 案件 1,000 千円を上限額。（市町村と合わせて最大 2,000 千円） <u>兼務の場合は 1 案件 500 千円を上限とする。</u> （市町村と合わせて最大 1,000 千円）

【鳥取県障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業の概要】

- 1 概要
社会福祉法人等が、自らが運営する相談支援事業所等に障害福祉サービスの利用をコーディネートする相談支援専門員を新規又は追加で配置する際、その相談支援専門員の配置に係る人件費の一部を支援
- 2 補助対象者
指定特定相談支援事業所を運営する社会福祉法人等の事業者（市町村間接補助）
- 3 補助対象経費
事業実施により配置（新規又は追加）する相談支援専門員に係る人件費（基本給及び基本給に対する法定福利費に限る）
- 4 補助率
市町村が補助する額の 1 / 2 ※ 1 案件 1,000 千円を上限額。（市町村と合わせて最大 2,000 千円）
- 5 その他の要件
 - ① 配置人員要件 原則、常勤専従。退職補充は不可
 - ② 事業の継続的実施 補助対象期間終了後も少なくとも 3 年間は体制を維持すること。（状況報告提出）
 - ③ 市町村独自要件 その他、市町村が独自に定める要件を満たすこと。
- 6 予算額 3, 0 0 0 千円（令和 6 年度当初予算要求額）

主任相談支援専門員のネットワーク体制の運用状況について（報告）

令和 6 年 3 月 1 日
障がい福祉課

県内の基幹相談支援センターと主任相談支援専門員が圏域を超えたネットワーク体制を構築することを目的として、既存の基幹相談支援センター連絡会（以下「基幹連絡会」）を活用し、令和 5 年度から情報共有の場を設置。8 月から運用を開始し、令和 6 年 3 月 1 日時点で 3 回実施。開催状況は以下のとおり。

< 令和 5 年度の開催状況 >

- ・会の開催調整等は開催の機動性、迅速性を重視し、原則、各基幹相談支援センターが持ち回りで実施。（令和 5 年度は、鳥取市 → 中部 → 西部の順に実施。来年度からは東部 4 町も加わる予定。）
- ・相談支援専門員同士の情報共有や連絡をとりやすくするため、名簿、連絡先（電話、メールアドレス）一覧を作成し共有（R5.10.25）
- ・令和 5 年度内に第 4 回目を実施予定（議題予定：圏域を跨ぐサービス利用の調整）

	開催日	参加人数	内容
第 1 回 進行：県	8 月 28 日 (月)	鳥取市 7 名 東部 3 名 中部 4 名 西部 6 名	会の運用、開催方法等の共有
第 2 回 進行：鳥取市	10 月 16 日 (月)	鳥取市 6 名 東部 3 名 中部 4 名 西部 6 名	各圏域の地域課題と取組状況の情報共有(以下主な意見) ・ 強度行動障がいの受入先の調整が困難(中部) ・ 居宅介護事業所が不足(東部) ・ 基幹センターを R6 年度設置予定(東部 4 町) ・ 教育と福祉の連携の必要性（放課後デイ利用等）
第 3 回 進行：中部	1 月 29 日 (月)	鳥取市 4 名 東部 3 名 中部 4 名 西部 4 名	各圏域の地域課題への対応、結果の情報共有(以下主な意見) ■放課後デイ ・地域によっては足りてない。1 週間の利用に 2～3 か所の調整が必要。インクルーシブな社会として、放デイを増やすだけでなく学童保育で必要な支援が受けられる体制づくりも必要。 ・ 不足しており、利用に当たっての調整が必要(鳥取市)。 ・ 教育と福祉が連携したアプローチが必要（放課後デイと学童）。 ■強度行動障がい ・ 支援制度があっても支援する人が集まらない。 ・ 新しいサービスを試す時に、手厚い支援が必要。時間をかけて丁寧にする必要がある。 ■人材確保の取組について ・ 鳥取市自立協では居宅介護の人材確保のため説明会(小林学園鳥取社会福祉専門学校、ハローワーク)を実施。 ■地域移行の支援 ・ 各圏域で、精神病院や保健師による退院支援(地域移行)に向けた会議や意見交換を実施

【参考：相談支援従事者養成研修の受講修了者推移】（人）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
初任者研修	54	56	51	47	54	37	48	32	34
現任研修	18	38	42	46	32	27	33	29	31
主任研修	-	-	-	3	3	8	1	6	4

※H30,R1 の主任研修は国が実施

各市町村の地域生活支援拠点のアンケート結果概要（R6.1 末）

令和6年3月1日
障がい福祉課

前回調査（R5.5 末時点）の状況と大きく変更なし。新たな内容について追記（下線部）。

1 地域生活支援拠点の整備状況

○全市町村設置済み（R5.3.31 時点）

・単独設置 8 市町村 ・圏域設置 3 か所（1 市 10 町）

2 地域生活支援拠点の機能（主なアンケート結果）

(1) 緊急時の受け入れ（ショートステイの場の確保等）

○緊急時対応にあたり、支援対象者の事前登録制を採用している市町村は 3 市 7 町（圏域）。

○緊急時対応は、市町村から連絡を受けた相談支援専門員（コーディネータ）を通じて、事前に受入れ施設として登録をしている短期入所事業所で受入を行う流れが多い。

○短期入所事業所の少ない市町村は、当該市町村における短期入所の登録事業所の確保が困難であるため、一度に複数の受入があった場合、対応が困難との意見あり。

○スムーズな受け入れため、次年度に向けた取組として、シミュレーション実施を検討している市町村あり。

○今後、協議会でサービス未利用者の把握や登録等について検討をしている市町村あり。

○令和 5 年度の緊急時受け入れの実績は 2 市・4 件。（前回調査時(R4 年度実績)：1 市・2 件）

(2) 相談（24 時間相談対応可能なコーディネーターの配置等）（前回調査時と大きな変更なし）

○市部については、事業所や基幹相談支援センターへの委託によるコーディネーター配置を行っているが、相談支援事業所の少ない町村についてはコーディネーター配置がないものが多い。

○コーディネーター未配置の町村は相談実績なし。

(3) 体験の機会・場（グループホーム等の利用や一人暮らしの体験の場の提供等）（前回調査時と大きな変更なし）

○実施市町村：3 市 7 町（圏域）

○鳥取県地域生活体験事業を活用し、一人暮らしの体験の場を提供しているケースが多い。

○体験の場を提供できる施設がない自治体もあるため、当該自治体外での利用となっているケースがある。

(4) 専門的人材の確保・養成（医療的ケア、行動障がい、重度化・高齢化に対応できる体制確保、人材育成）（前回調査時と大きな変更なし）

○実施市町村：2 市 7 町（圏域）

○人材育成のための研修は、県主催研修の受講が多い。また、各地域の自立支援協議会（専門部会）において実施しているケースあり。

(5) 地域の体制づくり（サービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等）（前回調査時と大きな変更なし）

○自立支援協議会やサービス事業所との連絡会等を通じて、地域課題の検討を行うとともに連携体制を構築している市町村も見られたが、全体的に未実施の市町村が多い。

3 地域生活支援拠点の周知

○何らかの形で周知している市町村：7 市町村（圏域）

○周知方法、対象は、相談支援事業所等の事業所への直接説明が多く、当事者を対象とした周知はホームページのみで、直接当事者へ説明しているケースはない。

○今後、ネット環境のない方への広報について検討している市町村あり。

各市町村の地域生活支援拠点の現状（令和6年1月実施アンケート結果）

資料4(別紙)

※青字は前回報告と変更有る部分

市町村	機能									拠点の周知	予算措置
	緊急の受け入れ				相談		体験の機会の場合	専門人材	地域の体制づくり		
	登録制の有無等	対応プロセス	登録事業所数等	実績(R5.4~R6.1)	コーディネーター配置等	実績(R5.4~R6.1)					
鳥取市(単独)	有(7→10名) 引き続き、相談支援専門員を通じ登録者数を増やす取組を実施。	緊急時に、居宅での生活継続の調整及び短期入所事業所等での受け入れ先の確保を実施(担当相談支援専門員、コーディネーターで対応)。	11→10事業所 (引き続き、説明会を通じて登録事業所数を増やす取組を実施)	なし	1名(県厚生事業団)	7→10件	登録者ごとに短期入所事業所と調整し、体験の機会を設定	・基幹を中心とした人材育成研修実施、 ・自立協(専門部会)での研修実施	自立協で整備状況の情報共有を実施	相談支援事業所への説明会の実施。 市HPによる周知を予定	5,585千円
米子市(単独)	無 (今後、米子市・日吉津村自立支援協議会で内容(サービス未利用者)の把握、登録等)を検討)	支援機関等→市又は基幹相談支援センターに連絡→状況を確認→登録事業所に受入を要請	5事業所	2人→3人 (支給決定:有/1人/37日、無/1人/28日、1人/39日)	基幹相談支援センター	3件	未実施 今後実施に向け検討	未実施 今後実施に向け検討	未実施 今後実施に向け検討	未実施 今後実施に向け検討	無
倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町(圏域)	原則は事前登録	フロー図を作成	5→6箇所 今後、一時的な居場所(短期入所)として受入可能な事業所を確保。	無 →1人(1日)	3箇所(基幹等)。夜間休日等の緊急時に連絡可能な体制整備。今後、未登録の相談事業所に登録協力を依頼。	1人(1件)	2事業所	4事業所	4事業所	圏域自立協を通じ当事者団体、事業所、関係機関へ周知。 登録事業所が不足しているため、継続的に周知し、個別に圏域内の事業所に協力を依頼。	無
境港市(単独)	有(現在、登録なし)	市福祉課へ連絡→市役所から拠点の相談機能を担っている事業所へ連絡→協議の結果、短期入所が必要な場合は、登録してある短期入所事業所へ連絡 ※実績がないため、次年度はシミュレーションを実施するなど、スムーズに対応できる取組を検討。	4箇所 ※次年度に向け、医ケアが必要な方の受入先確保を検討	無	無	無	障害福祉サービスの利用や地域生活体験事業等を活用し、一人暮らしの体験の機会・場を提供。	専門人材の養成を行うため、事業所が県実施研修へ参加しやすくするよう、研修参加に必要な交通費の助成制度を実施。	地域のサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築するため、境港市障がい福祉サービス事業所連絡会で地域課題を検討し、関係機関で連携。	有(市のホームページ) ※今後、ネット環境にない方への広報について検討	274千円
岩美町、若桜町、八頭町(圏域)	有(5名) 現時点ではモデルケースとして運用。今後はこの運用の中で出てきた課題等を踏まえ事業を改善しつつ、登録者を拡大していく予定。	コーディネーターが連絡を受け、対象者の受け入れ調整や医療機関への連絡等を実施。	10箇所	無	配置箇所:事業委託先団体 人数:1名 緊急時の支援が見込めない世帯の障がい者等を事前に把握し登録を行い、緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を実施。	5件(岩美町:2件 八頭町:3件 若桜町:0件)	具体的な取り組みについて検討中。	具体的な取り組みについて検討中。	具体的な取り組みについて検討中。	検討中(他の自治体の状況を踏まえ、周知の時期や方法を検討。)	1,843千円
智頭町(単独)	無	町職員が状況の聞き取りを行い、必要とされるサービス等へのコーディネイトを実施	登録制度無	無	智頭町福祉事務所に配置	無	相談に応じて実施	町内事業所を対象とした意見交換会において研修等を実施	町内事業所を対象とした意見交換会において研修等を実施	町内事業所を対象とした意見交換会において周知	無
日吉津村(単独)	無(今後検討)	無(今後検討)	4か所、10名	無	無	無	無	無	無	要綱の告示	無
大山町(単独)	無(今後予定)	有	1箇所(1人) 今後、複数人への対応方法を検討。	無	無(相談機能のコーディネーターで対応)	無	未定	未定	未定	要綱を制定	無
南部町	無 現在、緊急時に支援が必要と思われる対象者リストを作成し、役場と関係事業所と共有。今後は、役場から対象者へ緊急時支援の事前登録の説明を行う予定。また、HP等でも事前登録について周知する予定。	平日(業務時間内)は、役場と委託相談支援事業所が対応、土日・業務時間外は、役場が受付後に緊急性を判断し、関係機関と連携し対応。受付後は、短期入所事業所へ確認し、受け入れのマッチング等を実施。	無 今後、地域生活支援拠点事業実施要綱を作成次第、町内の3事業所(短期入所事業所)に登録してもらう予定。	無	無 現在予定はないが、今後、人材確保ができれば配置する予定。	無	鳥取県地域生活体験事業を活用。	南部町障害福祉サービス事業所連絡会において県が実施する養成研修等の周知や、事業所職員の能力向上に向けた研修を実施。	南部町障害福祉サービス事業所連絡会において、町内における福祉サービスの課題や町内事業所が抱える課題を共有し、解決に向けた検討を実施。	無 HPで周知予定。	無
伯耆町(単独)	無 ・担当課で対象となり得る障がい者を把握する作業を行い名簿整備し逐次必要に応じて訪問等を実施。 ・登録制度整備は今のところ予定なし。	基本対応は以下(明文化無し)。 ・対応や判断は担当課が実施 ・施設利用可能者は施設受入 ・施設利用できない者は居宅サービスの投入または医療機関受入等 ・各種障害サービスや緊急受入対応の先行制度が利用できる者は利用可能な制度利用を優先しそれら制度に基づき対応 ・緊急受入期間は7日程度を想定。その間にサービス利用体制を整え、各種障害サービスに繋げる。※今後、明文化を検討	無	無	無(担当課が直営)	無	現行の障害福祉サービス(共同生活援助、短期入所等)と既存事業(地域生活体験事業等)による。町内に体験できる施設が乏しく、概ね町外施設での体験利用となっている。	県や自立支援協議会の会議及び研修会に参加。求められる専門性は多種あるが、小さい町村単位より圏域以上のレベルで配置することが妥当なものが多い。	当面は地域福祉計画等での支援体制協議の中に含めて検討していく。令和4年度から協議開始。相談体制整備が優先課題。	相談等の関係事業所との打合せで地域生活拠点の話をしている。	無
日南町、日野町、江府町(圏域)	無(今後日野郡連絡会で検討予定)	無(今後日野郡連絡会で検討予定)	無	無	無(今後検討予定)	無	必要に応じ、相談支援事業所等と連携し体験利用等を実施。	無(今後検討予定)	日野郡連絡会を「地域の体制づくり」に位置づけている。	日野郡連絡会で検討中	無

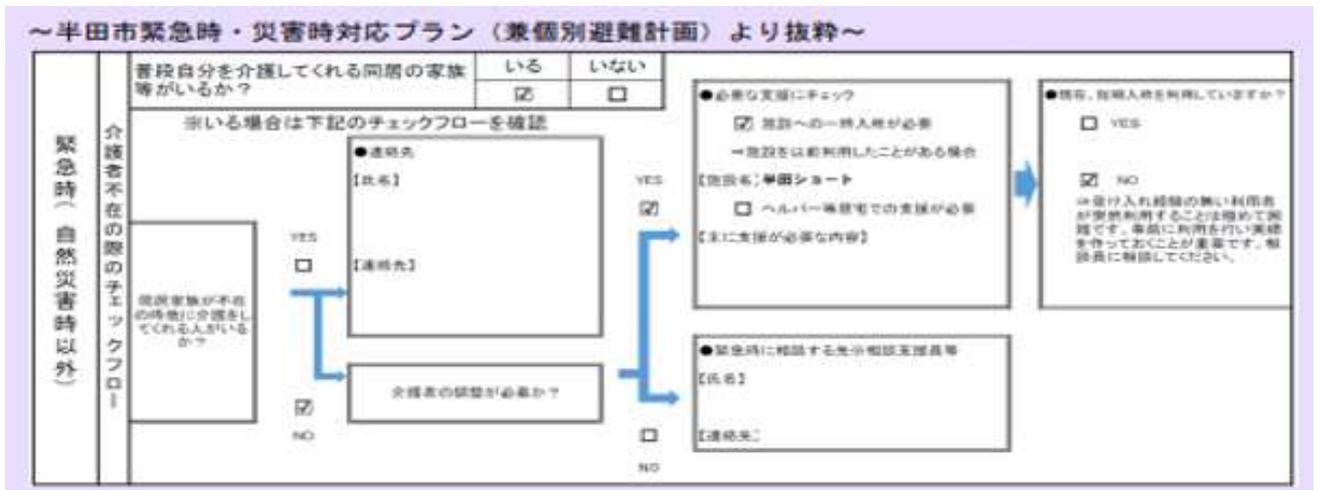
地域生活支援拠点の他県事例

地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き（令和3年度障害者総合福祉推進事業「地域生活支援拠点等の運営実態の検証と効果的な機能の評価検証」において作成）の中で、各機能の充実のための取組事例が紹介されており、以下は地域生活支援拠点の機能のうち、緊急時の受入対応機能を充実させるための取組事例。

1. 愛知県半田市

緊急時（主たる介護者が介助不可能な時）に適切な支援環境を整えるためには、「①利用者の必要な支援と今までに利用したことのあるサービスや事業所を把握すること」、「②各事業所の空き状況を把握していること」の両方が必要であるが、緊急時にこれらを即座に把握・調整することは容易でないことから以下の取組を実施。

- ①全てのサービス利用者を対象に『緊急時・災害時対応プラン』を作成
 - 主たる介護者による介護ができない場合に備え、「緊急時・災害時対応プラン」（兼個別避難計画）を作成し、災害時の避難所での必要な支援の把握や、基幹相談や行政が当該者に必要な支援を事前に把握。
- ②緊急時を想定したフローチャートの整理
 - 緊急時の連絡先や利用予定の事業所を速やかに把握するためのフローチャートを整理。これらの情報をもとに、相談支援事業所と基幹相談、行政が連携し早急かつ的確に支援のコーディネートを実施。
- ③基幹相談による拠点等の登録事業所の空き状況、受入れ可能な障がい等を把握
 - 基幹相談が、グループホームや居宅介護、短期入所の空き情報や、受入れ可能な障がいの度合等を把握し、相談支援事業所の相談支援専門員へ情報提供やアドバイスを実施。



2. 埼玉県埼葛北地区

緊急時対応が必要となる事例の多くが、これまで支援関係になかった者。こうした者への介入は本人の負担も大きく、アセスメントにも時間を要し、また、本人情報が十分でないことから、受入れを躊躇される事業所がある。こうした事態を解消していくため以下の取組を実施。

- 潜在的支援者の把握
 - 療育手帳所持者のリストをもとに、福祉サービス等の利用がない者の名簿を作成。行政が定期的に本人の様子や将来の暮らしの意向を確認。日常的な把握・関わりを持つことで、緊急時の受入・対応の場面を減少させることに役立つ。

3. 鹿児島県鹿児島市

24 時間 365 日の緊急対応を行うため、以下の取組を実施。

- 受託法人と市内の複数法人が連携協定を締結し、拠点に職員が常駐して対応する体制を整備。
- 基幹や拠点がキャッチした緊急相談や一時保護の可能性のある当事者の情報を共有しやすいよう、相談受付票は共通の様式を使用。
- 定期的な情報共有の場として自立支援協議会を活用し、一時保護の際の受入条件等について関係者間で事前にイメージ共有。